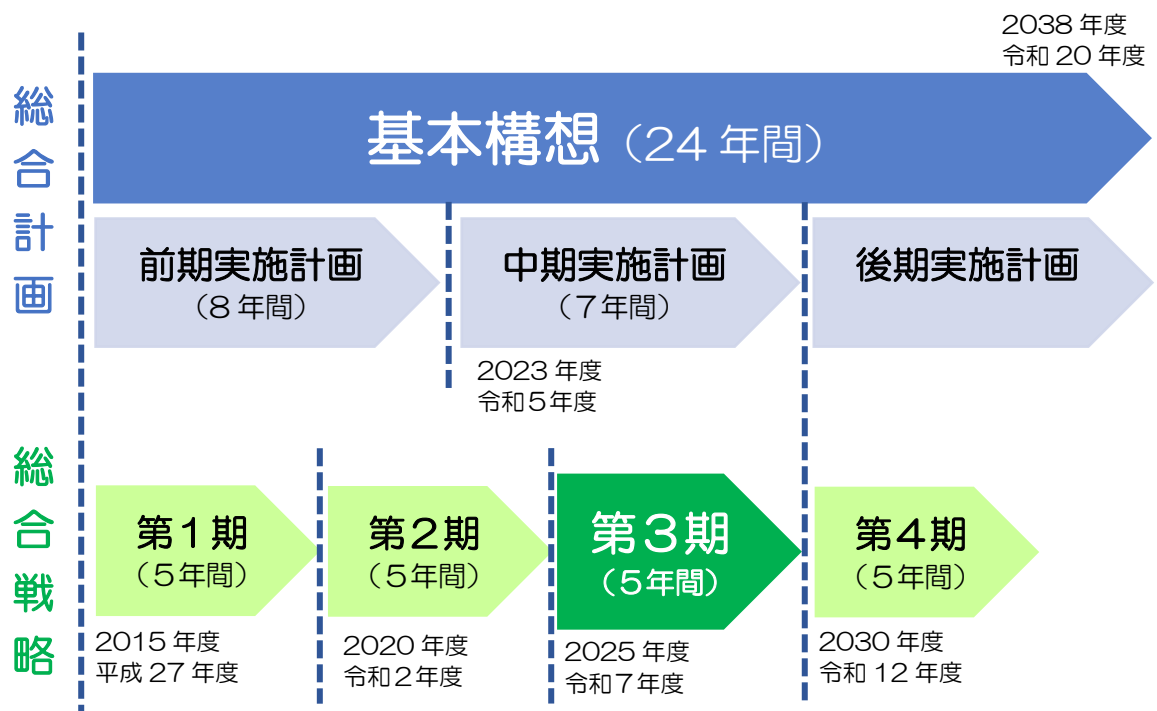


第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び 総合計画中期実施計画一部改定について

1. 第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

2024 年度（令和 6 年度）に第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の計画期間が終了することから、一体化した総合計画中期実施計画と終期を合わせ 2025 年度（令和 7 年度）～2029 年度（令和 11 年度）を期間とした第 3 期総合戦略を策定するもの。

◆ 総合計画及び総合戦略の期間のイメージ図

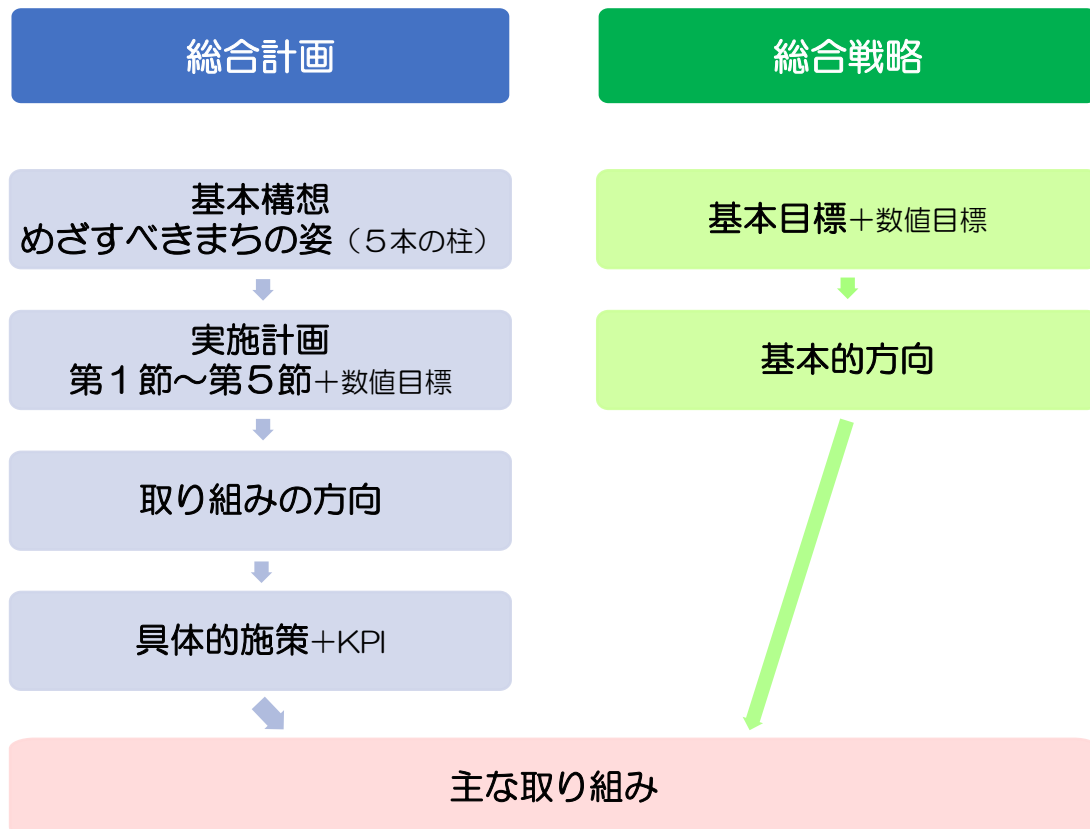


※後期実施計画の期間については、中期実施計画終了時の状況で判断する。

（１）計画の構成

2023 年度（令和 5 年度）を始期とする総合計画中期実施計画と一体化しており、計画の構成は次のとおりとなっている。

策定にあたり、第 2 期総合戦略からの連続性を考慮し、基本目標及び基本的方向の枠組みは維持し、見直しが必要なものを除き、第 2 期総合戦略に位置付けられている取り組みは継続する。



（２）第 2 期総合戦略からの変更点

- ① 記載に努めることとされている「地域の個性や魅力を活かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）」について、総合計画基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」とすることを実施計画の基本方針に記載する。【資料 18】
- ② 基本目標の数値目標について、基本目標 1 及び基本目標 4 の指標等を次のとおり変更する。
また、基本目標 2 及び基本目標 3 の指標を時点修正する。【資料 18】、【参考 3】
基本目標 1：合計特殊出生率から出生数に変更。
基本目標 1－基本的方向 3：「男女共に」を「誰もが」に変更。
基本目標 4：「事情が許せば逗子に戻ってきたい」（転入・転出者窓口アンケート）から「今住んでいる場所に住み続けたい」「市内の他の場所へ移りたい」（逗子のまちづくりに関する市民意識調査）に変更。

- ③ 実施の見込みがない取り組みを削除し、新たに取り組むべき事項を追加する。

また、総合計画中期実施計画の主な取り組みで、総合戦略としての取り組みとして位置付けるべきものを新たに追加する。

なお、中期実施計画では総合戦略を「具体的施策」または「主な取り組み」に位置付けていたが、第3期総合戦略では、「主な取り組み」に統一して位置付けることとする。

【資料 19・20・21】

◆ 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び総合計画中期実施計画一部改定 完成イメージ図

基本構想 第3節 取り組みの方向4

暮らしと景観に配慮したまち

きれいな水と空気に恵まれた良好な生活環境を維持し、より一層人に優しい都市環境を整備することは重要な課題です。

また、みどり豊かな低層の家並みと路地がめぐる美しいまち並みは、市民共有の財産です。良好なまち並みと、そこに住む人々の暮らしで形成される「景観」をまちづくりの重要な要素として位置付け、自然景観及び人工景観の向上をめざしていきます。

わたしたちは、良好な生活空間、景観を次世代に引き継いでいくため、暮らしと景観に配慮したまちづくりを進めていきます。

◆ 具体的施策 ①

景観まちづくりの推進

総合戦略 4-1-③-3

《現況・課題》

位置付け

具体的施策に位置付けていた総合戦略は、「主な取り組み」に統一して位置付ける。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度(令和11年度)】

景観啓発冊子「まちなみデザイン返子」を年3回以上実施する。

◆ 主な取り組み

中期実施計画の主な取り組みで、総合戦略の取り組みとして位置付けるべきものは追加する。

総合戦略 2-2-①-5

【参考】予算事業名 景観のまちづくり推進事業 担当課 まちづくり景観課

基本構想 第3節 取り組みの方向4

暮らしと景観に配慮したまち

戦略2-2 ●「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」という気持ちになるようなシティプロモーションを推進する。

戦略4-1 ●市民の誰もが返子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような魅力的な地域づくりを進める。

◆ 具体的施策 ①

景観まちづくりの推進

《現況・課題》

まとめて記載

主な取り組みごとに付している総合戦略の位置付けは、「基本目標 - 基本的方向」を取り組みの方向にまとめて記載する。

◆ 重要業績評価指標(KPI)

【2029年度(令和11年度)】

景観啓発冊子「まちなみデザイン返子」を活用した啓発活動を年3回以上実施する。

現状(2022.3) 3回実施/年

補足説明

通常の広報活動とは別に景観学習、イベントでの展示、景観まち歩きを計画的に実施するもの。

◆ 主な取り組み

取り組み① 地域特性等に応じた景観形成

説明

- ・地域特性や立地条件に応じた施設整備が行われるよう、景観形成重点地区*の追加指定を含め様々な手法を検討し、地域資源がより生かされる方策を実施する。
- ・関係機関と協議し、景観に配慮した公共施設の整備を推進する。

【参考】予算事業名 景観のまちづくり推進事業 担当課 まちづくり景観課

取り組み② 景観啓発冊子「まちなみデザイン返子」の活用

説明

- ・「まちなみデザイン返子」の普及啓発を図り、市民の自発的な景観づくりに活用してもらうよう誘導する。
- ・地域ごとに景観を考える機会をつくり、「まちなみデザイン返子」を使って自然と調和したまち並みや魅力ある路地など地域の特色を活かした景観を維持・創造していく。

【参考】予算事業名 景観のまちづくり推進事業 担当課 まちづくり景観課

- ④ 地方創生におけるデジタル活用の方向性について、総合計画中期実施計画「第5章 計画の推進にあたって」の「4 デジタル技術の積極的な活用」に記載する。【資料 22】

(3) 人口ビジョンについて

総合戦略の策定にあたっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえるよう努めることとされているが、2024 年に予定されている国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の改訂がされていないことから、まずは参考資料として現状分析部分のみ作成（時点更新）し、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」改訂後に、人口ビジョン全体を改訂することとする。【参考 4】

2. 総合計画中期実施計画の一部改定

一体化した総合戦略の策定による一部改定その他、次の事項について見直しを行うもの。

(1) 第3期総合戦略の策定に合わせ、2022 年度（令和4 年度）の策定時点から状況の変化等がある事項について、必要な見直しを行う。【資料 20・21】

(2) 「第5章 計画の推進にあたって」の「4 デジタル技術の積極的な活用」について、「逗子市 DX 推進ビジョン（2024 年4 月）」との整合を図るため、見直しを行う。【資料 22】